令和元年度　第３回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会　議事録

１　会議の名称　令和元年度　第３回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

２　開 催 日 時　令和元年１２月２６日（木）午前１０時から１１時３０分まで

３　開 催 場 所　千葉市役所　１階１１会議室

４　出　席　者

【委　員】中澤潤委員（分科会長）、石川弘委員、木村秀二委員、小林有香里委員、深山博司委員、岸憲秀委員、木村章委員、工藤仁美委員、後藤千春委員、今田進委員、髙瀬愛子委員、中間陽子委員、中村伸枝委員、中谷房子委員、三浦康宏委員、宮﨑紀子委員

【事務局】佐々木こども未来部長、内山こども企画課長、鎌野健全育成課長、宮葉こども家庭支援課長、鈴木幼保支援課長、秋庭幼保運営課長、山口児童相談所長、枡見幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長、薄田幼保運営課職員担当課長、田中幼保運営課保育所指導担当課長、安西こども企画課課長補佐

５　議題

（１）（仮称）千葉市こどもプラン（第２期）（素案）について

６　議事の概要

議題

（１）（仮称）千葉市こどもプラン（第２期）（素案）について

事務局から（仮称）千葉市こどもプラン（第２期）（素案）についての説明があり、了承として答申することを決定した。

７　会議の経過

安西補佐：　おはようございます。大変お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、ただいまから令和元年度第３回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会させていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の安西

でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、資料の確認をさせていただきます。本日、机上に、委員名簿、座席表、資料１（仮称）千葉市こどもプラン（第２期）概要版、資料２（仮称）千葉市こどもプラン（第２期）素案、資料３「（仮称）千葉市こどもプラン（第２期）（素案）」の施策体系及び取組事業を配付してございます。

なお、資料を事前に送付させていただいた後に、資料１及び資料２について、基本施策１、子ども・子育て支援のうち、教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みなどの修正をしております。

また、資料１から資料３について、基本施策２、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援に、産後ケア事業を拡充事業として位置づけさせていただいております。大変恐れ入りますが、机上に改めて資料一式を配付しておりますので、本日はこちらを御使用いただきますようお願いいたします。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配付しました傍聴要領の記載事項に違反したときは退室していただく場合がありますので御注意願います。

また、本日は過半数の委員の方に御出席をいただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告いたします。

ここで、今回、千葉市社会福祉審議会委員に変更がございましたので、新たに当分科会の委員となられました方を御紹介させていただきます。

本日は欠席でございますが、千葉市民生委員児童委員協議会副会長、清水葉子様が新たに委員となりましたのでここで御報告させていただきます。

それではまず初めに、こども未来部長の佐々木より御挨拶申し上げます。

佐々木部長：　皆さん、おはようございます。こども未来部長の佐々木でございます。こども未来局長ですけれども、本日、所用によりまして欠席という形になりましたので、私のほうから開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、年末の大変お忙しい中、令和元年度第３回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろから本市の児童福祉の充実・向上に御理解、そして御協力をいただいておりますことを、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、前回の当分科会でございますけれども、現行のこどもプランの計画期

間が今年度で終了することに伴いまして、次年度を初年度といたします、次期こどもプランの策定について御審議をいただいたところでございます。

また、あわせましてこのプランの第１章でございます、次期の子ども・子育て支援事業計画につきましては、また別の審議会でございますけれども、子ども・子育て会議におきましてこれまで合計３回、御審議をいただいたところでございまして、策定を進めているところでございます。

これらの審議内容とあわせまして、今回、（仮称）千葉市こどもプラン（第２期）の素案を事務局のほうでまとめさせていただきましたので、本日はこの素案について御審議をいただくところでございます。

なお、この素案につきましては、本日、御審議をいただいた後に、年が明けまして来月には市民意見を募集するパブリックコメントの手続に入らせていただきます。それらを経まして、最終的には来年の３月に計画を策定する予定でございます。委員の皆様におかれましてはそれぞれ御専門のお立場から忌憚のない御意見を頂戴いたしますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会に当たっての私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

安西補佐：　それでは、これより議事に入らせていただきます。中澤会長、よろしくお願いいたします。

２　議題（１）（仮称）千葉市こどもプラン（第２期）（素案）について

中澤会長：　おはようございます。これから５年間の千葉市の子どもたちの将来を考える計画ということですので、しっかりと論議をしていただきたいと思います。

それでは、次第の２、議題（１）（仮称）千葉市こどもプラン（第２期）（素案）について、事務局から説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

内山課長：　こども企画課の内山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、（仮称）千葉市こどもプラン（第２期）（素案）について、説明をさせていただきます。前回の11月の会議におきまして、次期の千葉市こどもプランの策定方針を御審議いただきまして、引き続き全ての子どもと子育て家

庭への支援を総合的に推進するため、現行プランをベースに次期のプランを策定することとなりましたので、その方針に基づきまして、今回、素案、概要版を作成いたしました。

資料１をお願いいたします。時間が限られておりますので、説明はこの概要版に沿って御説明させていただきますが、適宜、資料２の素案もあわせてご覧いただければと思います。また、資料３はそれぞれの章に掲載してございます、新規・拡充事業や継続して取り組む事業の一覧表となりますので、こちらのほうもあわせてご覧いただければと思います。

それでは、概要版の１ページをお願いいたします。

まず、１の計画策定の趣旨等ですが、計画策定の趣旨といたしましては、今般の社会情勢や子どもを取り巻くさまざまな問題に対応するため、引き続き全ての子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援等を総合的に推進するために、千葉市こどもプラン（第２期）を策定することとしております。

計画の位置づけですが、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援法に基づく「子ども・若者育成支援についての計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画」、「こどもの参画推進計画」、これら４つの計画を一体的なものとして策定いたします。

計画期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間といたしまして、計画の対象は、妊産婦、乳幼児から青少年まで、及び子育て家庭といたします。

次に、２の基本理念と施策体系ですが、「こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいと思うまち『ちば』の実現」、これを基本理念として下の①から④までの計画策定の視点をもとに右側に記載しております11の基本施策にて事業を推進してまいります。

次に、基本施策ごとの取組内容について御説明いたします。

２ページをお願いいたします。まず、基本施策１「子ども・子育て支援」ですが、これは平成27年４月からスタートいたしました子ども・子育て支援新制度に関する事業計画として位置づけるもので、教育・保育の量の確保、教育・保育の質の向上、地域における子ども・子育て支援の充実などに取り組んでまいります。

主な取組内容をご覧ください。

（５）「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」を新規に掲載しております。こちらはいわゆる幼児教育・保育の無償化に伴いまして追加した部分であり、施設や保護者の負担軽減について検討することとしております。

続いて、（６）の６－５「保育環境の改善等による質の向上」を新規に掲載しております。施設整備のみならず、保育の質を確保できるよう、今後も努めてまいります。

続いて、（７）の７－５「外国につながる子どもへの支援」を追加しております。こちらは新たに国の指針に追加された部分でございまして、外国人住民の増加に伴い、保育園や子どもルームを円滑に利用ができるよう支援をしていくことを掲載しております。また、本市国際交流課で実施している既存事業についてもあわせて掲載をしております。

続いて、３ページをお願いいたします。教育・保育の量の見込み及び確保方策を掲載しております。こちらは子ども・子育て会議において審議をしております部分でございます。ニーズ調査の結果を踏まえ、量の見込みを算出し、今後の整備計画のもととなる提供量でございます確保方策を記載してございます。その下の（２）の地域子ども・子育て支援事業につきましても、同様に量の見込み及び確保方策を算出し、令和６年度までに達成すべき目標事業量を記載しております。

続きまして、４ページをお願いいたします。その他の主な新規・拡充事業という部分ですが、保育士の資質向上等のための拠点づくり、子どもルーム利用児童の安全・安心の確保、子どもルーム利用児童への学習機会の提供の検討でございます。いずれも保育の質、子どもルームの質に関する事業でございまして、施設整備を進めていくと同時に、質の確保についても注意を払ってまいりたいと考えております。第１章のその他の新規・拡充事業につきましては、資料２の素案に掲載をさせていただいておりますので御確認をいただければと思います。

次に、基本施策２「妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援」でございますが、養育者を地域ぐるみで支え、地域での孤立感を解消し、安心して育ち合う親子を増やすことを目指し、妊娠・出産・子育て期における母子保健対策の充実などに取り組んでまいります。

主な新規・拡充事業ですが、エンゼルヘルパー派遣事業を拡充いたします。具体的には、従来の産褥期の母親支援から子育て支援へ転換し、利用対象者、利用回数、利用期間を拡充いたします。また、産後ケア事業につきましても拡充をいたします。産後の支援をより充実させるため、利用者のニーズに合わせ、利用期間の延長など、利用しやすい仕組みを検討してまいります。

続いて、基本施策３「子どもの社会参画の推進」ですが、子どもの意見を市政やまちづくりに反映することにより、千葉市が活性化すること、子どもが将来的には市政やまちづくりに積極的に参画する大人へと成長していくことに加えまして、全市的に子どもが主役のまちづくりへの理解を深めていくこと、これを新たに追加いたしました。

主な新規・拡充事業でございますが、地域課題の解決策と市の魅力向上策について、子ども・若者目線で検討する、子ども・若者市役所を拡充するとともに、第１期の取り組みを踏まえまして、多世代への子どもの参画の啓発をすることで全市的な子どもの参画の機運の醸成に取り組んでまいりたいと思います。

次に、５ページをお願いいたします。基本施策４「子ども・若者の健全育成」ですが、自己肯定感を高めることで、規範意識が高く、思いやりや正義感のある子ども・若者を育成すること、夢と希望を持ち、意欲的に行動できる子ども・若者を育成することを目指します。自己肯定感とは、自らのあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情をいいますが、諸外国と比較し、日本は低いことが統計上示されておりまして、健全育成活動を推進していくとともに、非行を防止するための環境づくりに取り組んでまいります。

拡充・見直し事業でございますが、自然体験と自己肯定感との関係性が統計上指摘をされていることから、少年自然の家運営事業を拡充いたします。具体的には、少年自然の家での活動プログラムを、利用頻度や社会状況を踏まえて見直しまして、充実した自然体験活動を提供するとともに、利用対象者を拡大し、大学や企業の研修などにも活用できるようにいたします。また補導活動の一環として、千葉市立小・中・高・特別支援学校の児童・生徒を対象に、ネット補導を実施し、問題行動の早期発見や非行防止に努めてまいります。

続きまして、その下の基本施策５「子ども・若者の安全の確保」ですが、子

ども・若者が犯罪等の被害に遭わない、安全・安心に暮らせるまちにすること、犯罪等から自分の身を守ることができる子ども・若者を育成すること、この２つを目指しまして、引き続き子ども・若者を犯罪等から守る地域づくりを進め、子ども・若者が犯罪等から自分の身を守ることができる力の向上に取り組んでまいります。

見直し事業でございますが、家庭教育資料作成事業の見直しをいたします。家庭教育資料とは、通称「親ナビ」といいまして、家庭における子育ての参考となる啓発冊子のことでございます。小学１年生、５年生、中学１年生の保護者を対象に配付をしておりまして、その内容につきまして、特に、インターネット上のトラブルや問題が社会的にも課題になっていることから、関連する情報の掲載を充実いたします。

次に、その下の基本施策６「子ども・若者の居場所づくり」でございます。全ての就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにすることを目指し、学校施設等を活用した安全・安心な居場所の確保に取り組むとともに、地域と連携した子どもの居場所づくりを推進してまいります。

主な新規・拡充事業でございますが、アフタースクールの実施でございます。アフタースクールとは、放課後子ども教室と子どもルームの運営を一体的に行い、放課後に希望する全ての児童を対象に、安全・安心に過ごせる居場所と学びのきっかけを提供する事業でございまして、教育委員会とこども未来局が連携して実施をしてまいります。

続いて、子どもを見守る大人の育成でございますが、第１期の計画期間中の取り組みをさらに全市展開を図るために公開講座を開催し、子どもの居場所で活躍できる人材を育成してまいります。

続きまして、６ページをお願いいたします。基本施策７「ひとり親家庭の自立支援の推進」でございますが、自立に向けたきめ細やかな支援を行うことで、ひとり親家庭が安心して生活を送り、その子どもたちが心身ともに健やかに成長できる社会を実現することを目指しまして、ひとり親家庭への支援を推進してまいります。

主な取組内容は、相談支援体制の整備から経済的支援策までと多岐にわたりますが、本年度に実施したひとり親家庭アンケートの結果に基づきまして、拡

充・見直し事業に記載がございますが、母子・父子家庭等医療費助成の現物給付化や、学習塾や習い事等に必要な費用の一部を助成する学校外教育バウチャーなどの経済的な支援に取り組んでまいります。

続きまして、その下の基本施策８「児童虐待防止対策の充実」ですが、全ての子どもの権利と最善の利益が尊重され、暴力によらない子育てにより、子どもが安全に安心して育まれる社会を実現することを目指し、児童虐待防止への対策などに取り組んでまいります。

本章や次の第９章につきましては、特に近年の児童虐待事案を受けまして国等において動きがあることから、引き続き力を入れまして、事業を推進してまいりたいと考えております。具体的には、主な取組内容に児童相談所の人員体制強化、専門性の向上及び一時保護体制の充実、これを追加いたします。

主な新規・拡充事業でございますが、子ども家庭総合支援拠点事業につきましては、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般から、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行う支援拠点を各区に設置いたします。

続きまして、児童福祉法施行令の改正による配置基準の見直しに伴いまして、児童相談所の児童福祉司、児童心理司の増員、これを進めてまいります。

次に、子どもの視点に立って権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境に置いて保護できるよう、里親や児童福祉施設への一時保護委託等を活用し、一時保護所の在所日数を短縮する一時保護環境の改善・体制強化に取り組んでまいります。

続きまして、７ページをお願いいたします。基本施策９「社会的養育体制の充実」ですが、社会的養育の必要な児童が健全に育まれ、自立していくため、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係のもとで育てることができる社会を実現することを目指しまして、家庭養育等の推進を図るとともに、専門的なケアの充実、児童の自立支援に取り組んでまいります。

主な新規・拡充事業でございますが、家庭養育の推進及び小規模グループケアでの養育となります。家庭養育の推進につきましては、里親の担い手の確保に努めるとともに、ファミリーホームを増設いたします。ファミリーホームとは、家庭環境を失った子どもを里親や児童養護施設職員など、経験豊かな養育者がその家庭に迎え入れて養育する事業などでございます。

続いて、基本施策10「障害のある子どもへの支援の充実」ですが、障害の有無にかかわらず、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援を受けることができることを目指しまして、障害の早期発見、早期療育の体制整備などに取り組んでまいります。

本プラン上では新規・拡充事業を掲げてはおりませんが、保健福祉局で策定している障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、これらの計画と整合を図り、連携をしてまいります。

取組内容として１点追加をした部分がございまして、来年は本市でもオリンピック・パラリンピックが開催され、開催後におきましても障害児のスポーツ活動の発展が必要であることから、新たな取組内容といたしまして、障害児のスポーツ活動への参加促進を追加してございます。引き続き、障害の程度に応じたスポーツの紹介や本人の自立及び社会参加を促進してまいります。

続きまして、その下の基本施策11「社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援」でございますが、目指すべき姿の達成に向け、支援体制、支援内容の充実を初め、地域で支える環境づくり及び立ち直り支援に取り組んでまいります。

主な新規・拡充事業でございますが、子ども・若者支援協議会、子ども・若者総合相談センター運営事業、出張相談、ＳＮＳによる相談となります。
子ども・若者支援協議会では、困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換や連絡調整を行うとともに、調査・研究、研修、広報・啓発などを行っております。具体的には、更生機関を拡充し、必要な情報交換を行うとともに、支援内容に関する協議、相談者のニーズに応じたよりきめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

最後に、本市のこころの健康センター内にございます、子ども・若者総合相談センター（Ｌｉｎｋ）でございますが、従来の電話、来所、訪問相談に加え、出張相談やＳＮＳによる相談も実施し、支援内容の充実を図ります。

第２期のプランの概要の説明としては以上でございますが、詳細な内容は資料２の千葉市こどもプラン（第２期）素案の中に、取組内容や新規・拡充事業などを掲載してございます。

今後の予定でございますが、委員の皆様からの御意見等を可能な限り反映させた上で、年が明けました１月17日から２月17日まで、パブリックコメント手

続を実施する予定でございます。

説明は以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に対して、何か御質問、御意見などございましたらお願いいたします。

岸委員、お願いいたします。

岸委員：　岸でございます。大変多岐にわたるもので、今日１日でこれだけをやるのはかなり不可能じゃないかなというような気がするんですが。幾つか気になるところがあったんですけれども、第１に申し上げたいのは、７ページの基本施策のところの文言の問題ですけれども、障害という言葉はやっぱりいまだに残っている言葉なんでしょうかね。それから、表現の障害の「害」の字、これをこのまま残すのかということはちょっと御検討いただけないかなと。これは差別表現に近い認識がかなり社会一般化されてきているので、国は相変わらずそんな言葉を使っているようですけれども、千葉市はもっと積極的な判断をしてもいいんじゃないかなというような気がいたしますので、そのあたりの表現について御配慮いただければなと思っております。

それから、２ページの基本施策１の（７）７－５の「外国につながる子どもへの支援」ということで、この「外国につながる」、これは別の会のときにも申し上げたんですけれども、非常に多岐にわたる外国人が今入っていますし、今後も考えられます。そういったときに、特に言語の問題はどこまで対応しているのか、別の会のときには中国語という言葉が使われたんですが、その中国語はどの中国語を指しているのかということですね。北京語を指すのか、台湾語を指すのか、あるいは広東語を指すのか、あるいは台湾で北京語といわれているマンダリンを指すのか、いろいろなことが予想されてまいりますので、どうも英語だけでは対応できない時代になってきているということをきちっと認識して、やれるならやる、やれないならやらないということを、ある程度仕分けをしておかないと難しいかなと思っています。

それから、同じところの（５）「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」をよろしくお願いいたします。無償化絡みということがありましたけれども、これもいまだに、幼稚園の側もよくわかっていない、保育をする側もわかっていない、御家庭のほうはもっとわかっていないというようなことでいろんな行き違いが起こっているのも現実ですので、そのあたりのことはより

きめ細やかにわかりやすい対応を今後も準備していっていただければありがたいと思いました。

感想をまじえて意見を申し上げておきたいと思います。以上です。

中澤会長：　ありがとうございました。３点ほどあったかと思いますが、障害の表記と、それから外国につながるというところの、実際にサポートをする外国語について、それから無償化絡みのしっかりとした保護者に対する説明ということだと思いますけれども。いかがでしょうか。お願いします。

内山課長：　こども企画課です。初めの障害の部分でございますが、確かに社会的といいますか、ほかの市では「害」の字を平仮名にというような流れもございますが、千葉市のほうでは、法律がまだ漢字というところもございましてこの表記となっております。担当である保健福祉局でこの表記でございますので、ちょっとそちらのほうと整合を図る意味でこの表記にさせていただいております。長期的な検討項目と思いますので、また時間をいただければと思います。

中澤会長：　お願いします。

枡見課長：　幼保支援課担当課長でございます。無償化についてでございますが、幼稚園さんや保育園さん、認定こども園さんなどに御協力いただきまして10月から制度を始めているところでございます。今、岸会長がおっしゃったように、特に幼稚園ですとか認可外保育園ですとか、そうしたところは制度が複雑なところがございます。また、これから幼稚園の預かり保育などにつきましては、３か月分の償還金の手続なども今御案内させていただいているところですが、今また国から新たなＦＡＱが示されたりとか、また、新たな解釈といいますか、そうした細かいところが出てきたりしているところでございます。私どもとしましても、園の皆様それから保護者の方にも、できるだけわかりやすく説明できるように今後も努めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

中澤会長：　秋庭さん、お願いします。

秋庭課長：　幼保運営課でございます。外国人児童等の部分ですけれども、こちらに関しまして、今、御指摘いただいたように、もう英語だけでは済まないというところになっていて、その辺も含めまして、現場でどのように対応していくのがいいのか、検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

中澤会長：　千葉市に在住する外国人のお子さんたちの出身地といいますか、どういう言語のニーズが高いかみたいなことは大体わかっているわけですよね。

秋庭課長：　幼保運営課でございます。保育所等に入所しているお子さんで、一部の地域では、日本人ではなくてその国の方が半分を超えているような地域もありまして、そういったところについては、やはり出身地の言語の通訳をできる方というふうに、現場、現場に応じて求められるものが変わってくると思いますので、それに対応できるということを考えていきたいと思っております。

中澤会長：　ありがとうございます。岸先生、よろしいでしょうか。

岸委員：　言語もそうなんですけれども、子どものみならず、例えば医療制度とか、そういったものも国によってさまざまで、よく御存じなくて、特に外国人のお子さんなんかがなかなか病院へ行ってくれなかったり、そういう問題というのは、教育現場、保育の現場なんかでもあるんですよね。それで、「病院に行くと高いよ」なんて言われちゃったりする。いやそうじゃなくてということを説明していくという、我々も責任としてあるのだろうと思いますけれども、行政のほうでも一緒に考えていっていただけると、感染症の問題なんかでも早期に対応できるかなということを思っておりますので、どういった制度があるかということも伝えられるようなシステムづくりをぜひお願いできればなと思います。

以上です。

中澤会長：　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。ほかに御意見。

それでは、木村先生。

木村（章）委員：　ちょっと蒸し返すようですけれども、今の障害ということは、私ども精神障害の、もうずっとこの言葉、その内容について考えてきたというか。それで、実は精神障害に対しては、障害を持っている方たちはこの言葉にこだわらないんですよね。ところが、周りの人たちがこだわるんです。ここでの障害というのは発達障害とか知的障害の方を指していらっしゃると思うんですけれども、法律は法律で、市のほうできちんと条例というのはつくっていただいて共通にしていかないと話が進まないと。

ただ現実問題として、私の病院では、実は児童思春期対象のクリニックを持っているんですけれども、これがちょっと今、発達障害の方たちの治療希望が非常に多くてもう手狭になったもので、あるところにちょっと移ろうとしたん

ですよね。土地を買って移ったときには地域にお話をしなきゃいけないと。その中の質問の幾つかには、障害者が家の周りをぶらぶら歩かれては困ると、それから、資産価値が下がると、こういうことを言われたので、これはまあ、反論はしませんし、私なりに真摯に対応をしたつもりなんです。それで、何を考えたかというと、実は、今持っている児童思春期部分のショートケアと治療部門、これを見ていただいたら、終わったときには、その苦情を言っていらっしゃった方たちの、全部とは言わないけれども、ある程度不安が解消したように感じました。

それで、実は、岸先生の幼稚園の隣が私の精神科の病院なんです。申しわけないですけれども私のほうが古いんです。それでトラブルは確かにありました。トラブルはありましたけれども、それなりに岸先生のほうで耐えてくださっているということはあるのかもしれませんけれども、何とか共存して。道１本隔ててそうなんです。院外薬局というのは必ず病院にくっついてきますから、これは私がそこにつくったわけじゃなくて、ついてきちゃうと。そうすると確かに患者さんたち、お父さん、お母さん、お迎えの方が来ているとき、かなり多くいらっしゃるんですよね。これで何がわかるかというと、私は、この言葉も大切かもしれないけれども、それ以上に、同じ社会の中で生きていくというのは、見せてあげて経験してもらえればこれは全然問題じゃないんじゃないかなと。

ずっと精神障害の方とつき合ってまいりまして一番感じるのは、偏見を持っているのは医療従事者であり、いろいろなことを知っちゃっていますから、だから、街の中にぽっと入ったらわからないんですよね。ですから、今後ともこの言葉は、これは市のほうではきちんと文章化しないといけないと、これはこれでいい。余りそこにこだわらずに、むしろ、皆さんのところに障害の方たちが溶け込んで、見て、理解してもらうというような形で、今後とも岸先生のところとは共存していかせていただくつもりですので、よろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございます。いいお話を聞かせていただきました。ありがとうございました。

それでは、小林委員お願いします。

小林委員：　千葉市里親会の小林といいます。よろしくお願いします。前回もちょっと触

れさせていただいたんですけれども、今回、基本施策８のところでも、一時保護に里親の一時保護委託を活用していこうということが盛り込まれていて、それから、基本施策９「社会的養育体制の充実」ということで、これは国を挙げて家庭養育を推進していこうということになっていて、私たち里親の責任は本当に重大だなと思っているところです。

ここに書かれていることなんですけれども、そもそも、前回もお伝えしたんですが、今、児童相談所が協働していると言っているＮＰＯが包括的な支援をできているのかというと、里親会としては全くそのように感じていないというところで、専門的なケアも受けておりませんし、里親の研修も非常に乏しく、里親自身が本当に難しいお子さんたちを委託されて、里親自身で情報を集めてほかの自治体でやっているいろんな研修に申し込みをして参加をしていて、里親同士で学んでいるような状況があります。

私は里親会の会長は今年度からなんですけれども、里親としては子どもを受託して７年です。実は東京都の児童相談所の児童福祉司でもありまして、児童福祉司としては14年の経験があって、そういうことも踏まえて千葉市の里親支援というところを見ると、児童相談所の方に文句を言いたいとか対立したいということでは全然ないんですが、残念ながら、本当に非常に乏しくて、例えば東京ですと、支援機関の方が児童相談所の中に机を置いて常勤で仕事をしていて、そこでその情報交換を密にしながら家庭訪問をしたり、里親のカウンセリングをしたり、それから育児家事援助といって、ヘルパーさんのような方を派遣したり、学習支援をしたり、研修をしたり、サロンを企画したりと、ものすごく盛りだくさんのことをしていて、これは前に児童相談所の方とお話をしたときに、東京はお金があるからと言われて、ああそうかそうか、運営費は千葉市とはそういうことは違うのかと思ったんですが、ちょっと東京の支援機関の方に聞いたところ、多分その内容で千葉市より安いということがわかったというのと、今、同じＮＰＯが埼玉県でも受託して動いているようですけれども、埼玉県の里親会でもかなり反発されていて、今いろんな要望書が出ていたりしていて、包括的な支援ではなくて、自分たちがリクルートした里親だけ支援をしますというような、全く包括的とはいえないような支援であるというようなことがあって、やっぱり当事者の声を聞かずに必要な支援というのは全くできないものと思っています。

ぜひ、当事者である里親会にヒアリングをしていただいて、どういう支援が必要なのかということを、十分ニーズを理解していただいた上で、費用対効果も考えて、他の自治体の支援機関の支援内容というのを細かくリサーチしていただいて、本当にその年間2,500万という、ここにすごくこだわるんです、2,500万も払って。その里親のために2,500万、市のほうで使っていただけると本当にありがたいことなんですけれども、前回の資料にもありましたけれども、１年間2,000万とか2,500万払って１家庭しか登録できなかったんですよね。それで、リクルートをやっています、今は種をまいていますと。でも、ほかは同じような金額でさっき言ったような支援をしているわけですから、千葉市は税金の無駄遣いをしているというふうに言って差し支えないのではないかと思っていますので、里親会としても要望書等を出したいと思っていますけれども、このＮＰＯの選定については考え直していただいて、新たなＮＰＯに業務を委託していただくことを検討していただきたいと思います。

以上です。

中澤会長：　今の件、いかがでしょうか。お願いいたします。

山口所長：　児童相談所でございます。今いただきました御意見ですけれども、前回の分科会で今回のＮＰＯの協働事業から包括的支援を始めさせていただいたということを御説明させていただいたところですが、現在は、家庭養育を広げていく、里親委託を増やしていく中で、その支援は児童相談所だけでは担いきれなくなるといったところが大もとにございまして、これまで既に登録それから委託されている里親さんについては、児童相談所が引き続きこれまでどおりに支援をしていく。そこから先に増えた部分については手が新たに回らないということがありますので、協働事業の中で必要なお願いをするといった、そういったシステムを始めていたところでございまして、その関係もあって、支援する対象の里親さんが分かれているという今の実態はございます。

ただ、この先、ずっと同じような形でやっていくのかどうかといったところまで、決めているというわけではございませんので、おっしゃったように、やはり、支援を受ける側が何を望んでいるのかを引き続ききちんと踏まえた上で、どういった形でＮＰＯと協働をしていくのか常に考えていかなければいけないところだと思っています。

今すぐ、今年度事業を進めている中で事業者を変更するとか、そういったと

ころではございませんけれども、今後進めていく中では、いただいた御意見をきちんと踏まえながら、まず協働事業のあり方、プロポーザル等での仕様の決め方といったものもいろいろと検討をしていきたいと考えております。

小林委員：　既存の里親会については児童相談所が支援をしますというお話ですけれども、そもそも児童相談所の業務が大変で里親支援に手が回らないのでフォスタリング機関に委託しましょうということになっているんだと思うんですね、世の中。なので、まずその児童相談所の支援ということでは全く足りないということです。なので、今すぐ事業者を変えるということはないとおっしゃられたんですが、千葉市は千葉県と比べてもそうですけれども、圧倒的に里親への支援が足りないと思っています。そういう意味で、里親が委託されたお子さんが不調になって施設に行かなきゃいけないとかというふうになったりすると、里親は喜びを感じられることもなくて、そうすると里親が増えるということって現実的にないんじゃないかと思います。里親って口コミで増えていくというようなお話があって、ＮＰＯも同じようなことを言っているようですが、里親自身がどれだけその子どもを育てる中でいろんなすばらしい喜びがあったりとか、充実感があったりというようなことを言えて初めて里親は増えていくんだろうと思うので、このままだと、難しい子どもを抱えて共倒れになってしまうような里親も増えていくんじゃないかなと危惧をしているところです。ですので、児童相談所の支援では、残念ながら本当に足りないですし、ほかの自治体がしている里親支援というのを、まず情報を集めていただいて、比較していただきたいと思います。

それから、ＮＰＯは今種をまいている、いろんなところで広報をしているんだと言っていますけれども、皆さん、里親のＣＭというか広報というのはどれだけご覧になっているんでしょうか。私、里親会の会長をしていてかなり里親に関することって意識して見ていると思うんですけど、私自身は一度も見たことないんですね。パネル展示といって、里親の広報を、里親会と支援機関と、施設にいる里親支援専門相談員と里親会と、ＮＰＯさんに声を出して、幾ばくかお金を出してもらったように聞いていますけれども、里親会は子どもたちをみんな集めてポスターを作ったり、いろんなことをやったんですけれども、ＮＰＯさんはポスターを貼っただけで、当日、いらっしゃりもしなかったみたいなことがあって、そこの里親支援をするという姿勢についても疑問のあるとこ

ろです。ですので、しばらくはこれで様子を見ていきましょうというのは、本当に税金を無駄に来年度も再来年度も使っていきましょうと言っていることに等しいと思いますので、ぜひ早急に事業者の変更を要望したいと思います。

以上です。

中澤会長：　何かございますか。お願いします。

山口所長：　事業者とあわせまして、当然、児童相談所もどういう体制で里親支援をしていくのかについては、今おっしゃられたようなところももちろんございますし、ほかにどういった形での支援をやっていくか、市としてもきちんと対応をしていきたいと思っています。

先ほど年度途中で事業者を変えるということは特には、と申し上げたところですが、また次年度以降に関しましては、全く検討をしないと考えているわけではございませんので、今年度の事業者との進め方もやっていきますし、次年度以降については検討もしていくといったところで考えています。

中澤会長：　ありがとうございます。ほかの自治体の、例えば先ほど東京の児相の話が出ましたけれども、ほかの自治体でどういう対応をしているかという調査というのはやっていらっしゃるんでしょうか。

山口所長：　本市で里親の専門班を最初につくるときにも、ほかの自治体でどういうふうにしているかといったところはいろいろと調査もしてまいりましたし、例えば関東ブロックや政令市とのやりとりの中で、情報交換やいろいろな確認はしています。

やはり常に支援体制というのはどこも充実していかなければなりませんので、１度やったから調査は終わりということではなくて、また、千葉県も含めて、周りの状況を見ながら進めていかなければいけないと考えています。

中澤会長：　ありがとうございます。あともう１点は、里親への研修のお話が出ていましたけれども、千葉市ではその研修の辺りはどうなっているんでしょうか。

山口所長：　現在、登録するまでの研修は法制化されているところもございましてやっているのですが、そのほかでお話ししますと、年に１回の市の主催の研修、あとは、いろいろ福祉関係とか、医療関係といったところでも研修を開催しておりますので、そういった研修の御案内をして、参加を取りまとめるとか、場合によっては直接申し込むといったこともあります。そういった研修の御案内も含めてやっているところです。

市として開催しているのは、１つはすべての里親さんを対象に年に１回、あとは、幼児を預けている里親さんに特化した形で、集まる研修等の機会を定期的に設けているといったところです。

中澤会長：　ありがとうございます。

小林委員：　済みません、年に１回ですよ。もう数としてはあり得ないと思うんですね。ということなので、里親会としては、里親にみんなどういう研修を受けたいのかということを聞いて、里親会で独自で講師を呼んだり、研修を企画したりしているような状態なんですね。なので、里親のボランティアに乗っかられているといったような状況がありますので、この159ページにも、里親・施設職員の資質向上を図るための研修を実施しますと書いていますけれども、年１回では資質は全く向上しないと思いますので、ぜひ、ここも取り組んでいただきたいと思います。

中澤会長：　ニーズに応えるような研修ということが必要かなと思いますので、その辺はまた対応していただければと思います。ありがとうございました。

では、木村委員。

木村（秀）委員：　このこどもプラン（第２期）の概要のところで、これは全体的には、主な新規とか拡充事業、多くしていただいて、プランとしてよく立てられているなとは思うんですが、１点だけ、概要の４ページの「保育士の資質向上等のための拠点づくり」、人材確保等のための拠点づくりについて検討及び実施しますというところの拠点って果たしてと思ったときに、その素案の中の48ページの「地域子育て支援拠点事業」というのが拠点事業という文言ですからそれなのかなということなんですが、意見というか要望といいますか、子育て支援館のありようについては、今、指定管理ですけれども、これは内容的にも、管理者が事業を抱えていたり、指定管理事業にはそぐわなくて、委託事業に変更をしていったほうが、より事業の充実が図れていけるだろうということと、例えば子育てリラックス館でありますとか、いろいろな事業との関連等々を考慮したときに、この辺も考慮に入れていっていただきたいと思います。

それから、54ページについてですが、資質の向上に関しての研修のところですけれども、②の必要な知識や技能の習得を促進しますというところで、各保育団体、幼稚園や保育園、また、公私立を所管している千葉市保育協議会等の各保育団体への協力とか研修への配慮というのをお願いしたいというところ

を申し上げたいです。研修というのは、講師の費用だけではなくて、実は実施するための事務費用等々というのは比較的かかるものなので、それを含めて研修の充実というのをしていってもらいたいと思います。

それから、⑤の認可外保育施設等の職員に対する研修の機会を創出し、受講を促していきたいということなんですけれども、もちろん、保育園で今抱えている待機児童問題の解決でどうしても小規模とか株式会社がどんどん入ってくる。その中での職員の資質の向上とか、そういったところも配慮をしていただいているところなんですけれども、実は、その協議会とか保育団体に参加してこない未加入のところもあるので、そういったところもきちっと配慮をしていただきたいと思います。

それから、⑦の研修に関しましては、職員の研修というのはどうしても養成校さんとの協力体制の中で進めていかなければなりませんので、その辺の細かい点も配慮をしていただきたいと思っています。

それから、57ページの保育環境の改善の新規事業の中で、ここがポイントなんですけれども、やっぱり、国の基準でありますとか、職員の助成、ジョブ改善のための金額というのは、政令市の千葉市であるにもかかわらず、他の政令市よりもちょっと低かったり。先ほど里親さんのところでおっしゃっていましたけれども、東京都と比較したらというような点で、現場としてみれば、他市町村と比べて、少なくとも追いつくか、追い越すか、千葉市が一番そういうところを進んでいるよねというような形にしていけたらいいんじゃないかなと思っています。

それと、事業一覧の中の、139ページの例えばファミリー・サポート・センター事業というところもありますけれども、これも先ほど言いました子育て支援館の中における事業の充実というのは、数字もその中に出ていますね。利用者数の数字がこういうふうに推移するというのはありますけれども、数字だけ上がっていて中身が伴っていないんじゃ数字を上げるは無理ですから、もし利用者の数字を上げるとするなら、その内容もちゃんと充実してあげないと上がっていかないんじゃないかなと思っています。

それから、143ページの上から３つ目の保育士等給与改善事業、これが一番ポイントでして、千葉市は、隣の船橋市とか市川市、東京都と比較してどうなのといったときに、確実に低いですから、他市町村等と比較して。例えばいい

こともあるんですよ、千葉市手当がきちっと出て、処遇改善の中で千葉市は積極的にやってくれているとか、いいこともたくさんやっていただいているんですが、でも、まだまだ他市町村と比べたら低いですから、そこは追いついていただきたいと思っています。

以上、意見というかお願いといいますか、よろしくお願いいたします。

中澤会長：　多岐にわたりましたけれども。お願いします。

鈴木課長：　幼保支援課でございます。幼保支援課に関連する部分をまず御説明いたします。48ページの地域子育て支援拠点事業についてですが、こちらは市内20カ所で行われている事業でして、そのうちの１つで一番大きいところ、子育て支援館を、今、民間の事業者にお願いしております。指定管理事業になっておりまして、その中にあわせてファミリー・サポート・センター事業もくっついているというところで、より充実するためにこの施策の内容を検討するという課題はいただいておりますので、次の選定のときにまた議論していきたいと思っています。

ファミリー・サポート・センター事業につきましては利用者数が数字としては落ちてきておりまして、その理由としましては、やはり提供会員と依頼会員というボランティアの方々をコーディネートする事業ということで、その提供会員の確保ということが課題だと思っております。ここについては、市と指定管理事業者が一体となって推進する必要がありますので、ここも充実に向けて、内容も含めて、検討をしてまいります。

以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。

では、お願いいたします。

秋庭課長：　幼保運営課でございます。まず１点目ですけれども、概要の４ページの上のところでございます。その他の主な新規・拡充事業のうち、「保育士等の資質向上等のための拠点づくり」についてですけれども、この概要版についてのみですが、ほかの資料１、資料３については修正されているんですが、これは「保育士の」ではなくて、「教育・保育人材の」で、ほかの資料は直っているんですが、ここだけ漏れておりまして大変申し訳ございません。正しくは、「教育・保育人材の資質向上等のための拠点づくり」でございます。

このイメージですが、これは拠点をつくって、相談員が常駐して、現場で悩

みを抱えている教育・保育人材の相談に乗ったりですとか、サークル活動や自主的な勉強をするグループがここを拠点にして活動ができるですとか、あるいは、研修の拠点となって、そこに行けば、いろんな研修が張り出されていて、これを受けてみようかと選べるとか、あるいは、人材の確保の部分の求人とか、こういったものを総合的に行えるようなものというようなことをイメージしておりますが、そういう意味で、委員がおっしゃった支援館の中の拠点というのとはまたちょっと別のものとして今考えております。

それから、団体に対する研修、講師の費用のみならず、もろもろ事務の部分もかかる件、また認可外についてのみならず、団体に所属していない未加入園への研修、それから養成校との連携につきましては、これから施策を考えていく上ではそういった御意見を踏まえて考えさせていただきたいと思っております。

それから、配置基準補助金、給与改善補助金等につきまして、他都市を調べて、比較して、低い部分があればそこに追いついてというところでございますが、私どもとしましても、十分比較はしているつもりでして、おっしゃるように、千葉市が一番高水準かというと、そうではありませんが、一番低水準かというとそういうわけでもなく、ある程度のところになるようには努力はしているつもりでございますが、これらにつきましても委員からの御意見を踏まえまして、今後の施策には活かしていきたいと考えております。

以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。私のメモでは、今の御返答で一応全ての課題を答えていただいていると思いますけれども、よろしいでしょうか。

木村（秀）委員：　はい、結構でございます。

中澤会長：　ほかに。今田委員、お願いします。

今田委員：　小児科医の今田です。障害のある子どもへの支援を伺うんですけれども、目に見える身体障害とか、それから知育障害がかなり認識されていると思いますが、先ほど木村先生が言われたように、発達障害というのは最近非常に増えておりまして、それに悩んでいるお子さんと家族の方は多いです。その障害の早期発見、それから療育していくことはとても大事なんですけれども、やはり適切な療育をしていくためには適切な診断が前提になると思われます。ところが、それを担当する療育センター、大宮学園とか、人的に、施設的に、パワー

が足りない、需要に対して対処していけない状況でありますので、要望なんですが、療育センター、大宮学園等、その辺の施設の拡充を切にお願いしたいと思います。

中澤会長：　ありがとうございます。何かこれに関しては。

お願いします。

内山課長：　今、御意見をいただきましたので、担当部門のほうにも伝えまして検討をしていきたいと思います。

中澤会長：　今田先生、ありがとうございます。

お願いします。

中間委員：　弁護士の中間と申します。私は県の児童相談所に嘱託職員で入っておりますので、主に基本施策８で、先ほど里親会の絡みでも支援の話で児童相談所の話が出ましたので、ちょっと印象というか、感じているところを述べさせていただきたいと思います。

先ほど里親会の、既存の里親の方についての支援は児童相談所のほうで担当されるというお話がありましたが、正直、児童相談所の方がいらっしゃる中で申し上げにくいんですけれども、児童相談所の支援にかかわっている弁護士としては、県児相に比べても千葉市児相というのは動きが遅いと感じております。私自身が絡んでいる虐待がうかがわれるような事案に関しましても、通告が入ってから、学校とか情報が入っていても面談にすら来ない、家庭訪問もしていないというような事案も確認されておりまして、それは児童相談所を責めるという趣旨ではなく、近年、いろいろと制度が変わりまして、33条の申し立て等々、裁判所に関する手続の負担も増えまして、現場の職員の方たちに対する過重な負担というのは県のほうでもすごく感じておりますし、正直、回っていないだろうと思います。そこに加えて里親の支援ということになると、現実問題、とてもできないだろうと。

里親に対してのさまざまな教育というか情報提供という話がありましたけれども、そもそも現場の福祉司の方たちに、改正とか裁判所の御自分たちの権限についての情報が十分に回っていないというのが嘱託の弁護士として入っていての実感で、千葉市はかなり早くから、嘱託で、今、週２で、いずれ週３という話で弁護士が入っていただいて、我々にも責任があるところではあるんですけれども、裁判所の申し立てとの関係でも、県に比べて市のほうは十分に

サポートが回っていないと。

現実に裁判所の申し立ての書類を福祉司さんが作成するのは不可能だと思います。日常業務をこなしながら、そのような訓練を受けたわけでもない福祉司があれを作成してとなると、本来福祉司がやるべき業務に確実に支障が出るというところなので、その辺、済みません、ちょっと私、千葉市自体は代理人をしていないので状況は余りよくわかってはいないんですけれども、やはり、この児童虐待防止、今すごく通告も増えていますから、そこをきちっと児童相談所において対応するということを実現するためには、まず、現場が何に困っていて、福祉司がどういう支援を求めていてというところを市のほうでも把握していただいて、ただ職員の数を増やすとか、そういうことではなく、新規の職員が増えるとそれだけ教育の負担が増えるということでもありまして、その辺も含めて検討をしていただきたいなと思っています。

正直、県に比べて千葉市のほうは、余りに忙しいのがあるのかもしれませんけれども、私自身がかかわったケースでも、この程度はよくあることだというところで、悪い意味で若干そういうケースに慣れすぎてしまっていて。もちろん重篤なケースから対応する必要があるのはそのとおりなんですけれども、もう少しさまざま、あとは保護所との関係でも、県も市も恐らくその定員を常にオーバーしているような状況の中で保護をするとなってくると、ためらいが福祉司さんのほうにも生まれるということがあると思います。里親会、いろいろお話がありましたけれども、そこの支援を充実させることでより里親を増やして、保護所の定員もどうにか解消していけることが、それをゆっくりやるということではなく、今、本当に通告数はかなり増えていると思いますので、まずは早急に対応が必要かなと考えております。

中澤会長：　ありがとうございます。

児相のほう、いいでしょうか。お願いします。

山口所長：　児童相談所です。申し訳ありません。言われていた案件が具体的に今すぐどの件かというのはわからないんですけれども。

中間委員：　詳しい話まではここでは申し上げられないと思うので。

山口所長：　基本的に、通告として入ったものに関してはすぐに動くということで、今年度から虐待対策班を新たに立ち上げておりまして、そこを中心に、毎日プラス輪番体制での職員が対応するということで、遅滞なく対応をしていると考えて

おります。

また、一時保護につきましても、正直、そこで余りためらいを持っているといったところはなく対応をしているということで、基本的には、動いている福祉司の判断ということではなく、あくまでも、保護をするにしても、しないにしても、そこは児相としての判断ということで、主観に頼ることなく、客観的なリスクアセスメントを行ったうえで対応をしているところです。ただ、実際にそういうふうに感じられているのでおっしゃっていただいたと思いますので、改めて、そこは引き続き適切に対応をしていきたいと考えております。

あと、弁護士のほうですが、今年度から嘱託の弁護士の日数は少し増えていまして、週２日と週３日とで、月10日ということで今年は増やしております。また、申し立ての状況に合わせて執務日などの調整もしていただくということで、申し立ての書類に関しては、基本、弁護士に作成していただいて、福祉司がチェックをかけるというような体制に今変えているところです。やはり、通告が増えていること、それから保護が増えているといったところで、委託先も含めて増やしていく中で、どこか１つがつまずくとうまく回っていかなくなるということはあると思いますので、全体がうまく回るように、管理する側として考えていきたいと考えています。

中澤会長：　お願いします。

佐々木部長：　１点付け加えさせていただきます。まず、おっしゃられたとおり、まさにそのとおりでございまして、全国的に、本市だけに限らず、この児童虐待の通告対応件数、非常に多くなっております。ある意味、我々の想像を超えているという状況でございます。これにつきましては、おっしゃられたようにただ人員が増えればいいというふうには我々も決して考えておりません。まずは人員増と、それからその人員増に的確に対応できる人材の育成というのは、これはまさに両輪であると考えております。

そういった意味においては、人の異動のローテーション、これが数年であればなかなか人材が育たないというところもありますから、特に、この児童相談所については、人事のローテーションは非常に大きな意味合いを持っていると思います。通常の職場ですと、ある程度の年数で人事ローテーションをやるんですけれども、専門家の育成というような意味においては、この人事のローテーションは、余り早くてはこの部分については人材の育成が図られないという

のは我々としても考えていますので、人員の増、それから人材育成、そして人事の異動のローテーション、この部分はしっかり取り組んでいきたいと考えています。

中澤会長：　ありがとうございます。こういう時代、児相に対する市民の期待は非常に強く大きくなっていますし、それだけにお仕事が大変だと思います。中で円滑に仕事が進むように、それこそ、おっしゃっていましたけれども、軽重をつけて、どこに重点を置くかというふうな対応をしていただければなと思います。よろしくお願いいたします。

中間先生、よろしいですか。

中間委員：　はい。

中澤会長：　お願いします。

後藤委員：　千葉市立千草台東小学校で校長をさせていただいております後藤と申します。よろしくお願いいたします。今の児相のことにつきまして、ちょっと現場のほうから少し現状をお話しさせていただきたいなと思いました。

本校も今年３件、児相にはお世話になっております。またそれには警察も絡むような案件でございます。それから、私、本校は３年目になりますが、それ以外にも、今まで数えますともう５件を上回っております。私、教員をしていまして、ここ10年ぐらいが児相にお世話になることが大変多くなってきたなと思っております。そして、４年ほど前の児相にお世話になったときは、児相さんの対応には少し、うん？というようなところが確かにございましたけれども、今、児相の所長さんのおっしゃっておられましたように、最近はレベルアップをしてきているんではないかなということを現場で感じています。本校も今年、児相さんに相談をして、すぐその日のうちに、もう午前中に来ていただいて一時保護をしたケースもありますし、それからその夜に家庭訪問をするといったようなことで迅速な対応をしていただいて、本校の子どもや、それから家庭の様子を見ますと、大変いい取り組みをしていただいているなと感じています。そして、児相の職員の方が本校に来たときも、子どもの引き取りをしてすぐ電話をして、向こうで会議をしてということで、本当に短時間のうちに対応をしていただいています。

実感としては、何年か前から今までの間に、中の組織的なものとか、それから児相の職員の方の対応も、非常によくなってきていると私は強く感じており

ますので、いろんな案件があって、そうはできないこともたくさんあろうかと思いますし、こちらから電話をしても、忙しいんだなと思えるように、なかなか折り返しがなかったりとか、でも、現場も、そうはわかっていながらも、何回も御連絡を取らせていただいて、双方のそういう連携もうまくできてきているのかなと思いますので、かばうわけではございませんが、そういう現場の感想といいますか、感じ方といいますか。

ただ、もっと人が入って、それから研修を積んでということが、もっとレベルアップしていけばいいなというのは常に思っております。まだ本校は児相案件が少ないほうではないかと思いますが、でも、一方で、この４月から今までの間に３件、４件というのは少なくはないと思うので、児相さんもすごく大変なんじゃないのかなと常日ごろ思っているところです。

中澤会長：　後藤委員、ありがとうございます。児相が大変だというのはみんなよくわかっているんです。それだけまた余計いろんなことを期待してしまうので。どうかよろしくお願いしたいと思います。

あとはいかがでしょうか。ほかに御質問、御意見などございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

これだけたくさんの事業がありまして、きちんとやっていくということもまたこれも大変かなと思いますけれども、これもこれから５年間の千葉市の子どもたちのためということで、ぜひ、市もしっかり頑張ってやっていただきたいと思います。何かありましたらまた個別にでも事務局のほうに言っていただければと思います。これからパブコメもあるということなので、これを確定しながら次の世代育成のために努めていきたいと思います。

では、今日はこれでよろしいでしょうか。では、この議題についてはこれまでにさせていいただきます。

それでは、事務局案のとおりで決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　では、そのようにさせていただきます。

３　その他

中澤会長：　では、続きまして次第の３、その他ですけれども、事務局から御連絡等はご

ざいますでしょうか。お願いします。

内山課長：　今後のスケジュールにつきまして御説明をさせていただきます。本日、委員の皆様よりいただきました御意見など、反映できるものは可能な限り反映させました計画案について広く市民の皆様から意見を伺うパブリックコメントを実施いたします。実施期間は先ほど申し上げましたが、来年１月17日から２月17日までの予定でございます。この期間内にいただきました市民意見の反映を検討いたしまして、必要な修正などを加えた上で、最終形となる成案を３月中旬から下旬に開催予定の次回の会議にて御報告させていただきたいと考えております。

日程につきましてはまた後日調整ということにさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

中澤会長：　それでは最後に、委員の皆様から御質問とか御意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、予定していた議題等は以上で終了とさせていただきます。円滑に議事を進めることができました。また活発な論議ができて大変充実した時間が過ごせたのではないかと思います。ぜひ、今日出てきたいろいろな意見、なるべく反映させる形でプランをつくっていただければと思います。これで終了させていただきます。

では、事務局にお返しいたします。

安西補佐：　それでは、以上をもちまして令和元年度第３回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。

委員の皆様方、本日はありがとうございました。

以上